

指揮代理に関する訓令を次のように定める。

平成12年6月27日

防衛庁長官 瓦 力

指揮代理に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、自衛隊の部隊等において、指揮官が部隊等を指揮することができなくなったときにおける臨時の部隊等指揮権の行使及び行使の順位に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 陸上幕僚長等 陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長をいう。
- (2) 部隊 統合幕僚長又は陸上幕僚長等の監督を受ける部隊（その内部において、2名以上の自衛官を含む自衛隊員によって構成され、かつ、当該自衛官のうち1名が長として置かれているものを含む。以下同じ。）をいう。
- (3) 部隊等 部隊及び機関をいう。
- (4) 部隊等指揮権 部隊及び当該部隊の自衛隊員に対し、部隊の運用に関する事項を職務上命令し、又は機関及び当該機関に勤務する自衛隊員に対し、災害派遣並びに駐屯地及び分屯地並びに基地及び分屯基地の警備を行わせる権限をいう。
- (5) 指揮官 部隊等の長並びに組織及び編成に関する法令若しくは訓令の規定又はこの訓令の規定により部隊等指揮権を行使する自衛官（駐屯地司令、分屯地司令、基地司令及び分屯基地司令の職務に関し部隊等指揮権を行使する自衛官を含む。）をいう。

(部隊等指揮権の行使)

第3条 次の各号に掲げる事由により指揮官が部隊等指揮権を行使することができないと明らかに認められる場合には、部隊等において当該指揮官の次の順位を有する自衛官（駐屯地司令及び分屯地司令の職務に関する部隊等指揮権については、当該駐屯地及び分屯地に所在する部隊等の自衛官のうち当該指揮官の次の順位を有する自衛官）は、当該部隊等の部隊等指揮権を行使する。ただし、組織及び編成に関する法令若しくは訓令の定めるところにより当該指揮官の職務を代理する者が別に定められている場合又は同職代理に指定された者が別にある場合はこの限りでない。

- (1) 指揮官の死亡
- (2) 心身の重大な故障
- (3) 指揮官の行方不明、遭難等連絡の途絶
- (4) その他特別の事由

(部隊等指揮権の行使に係る自衛官の順位)

第4条 前条の部隊等指揮権の行使に係る自衛官の順位は、自衛官の順位に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第12号）の定めるところによる。

2 統合幕僚長又は陸上幕僚長等は、前項の規定により難い特別の事由がある場合には、

防衛大臣の承認を得て、部隊等指揮権の行使に係る自衛官の順位について別段の定めをすることができる。

(指揮代理の指揮責任)

第5条 第3条の規定により部隊等指揮権を行使することとなった自衛官は、自己の名において部隊等指揮権を行使する。この場合、当該自衛官を指揮代理と称する。

2 指揮代理は、部隊等指揮権の行使について、その責任を負う。

(部隊等指揮権の行使の表示及び報告)

第6条 部隊等指揮権を行使することとなった自衛官は、その旨を直ちに指揮下の部隊等に示すとともに、直近の上級指揮官に報告するものとする。

2 部隊等の長について前項の報告を受けた上級指揮官(当該部隊等の長の補職権者を除く。)は、順序を経て当該部隊等の長の補職権者に報告するものとし、当該報告を受けた補職権者は、速やかに当該部隊等の長の後任者の補職又は当該部隊等の長の職務を代理する者の指定等必要な措置を講ずるものとする。

(部隊等指揮権の行使の終了)

第7条 指揮代理による部隊等指揮権の行使は、部隊等の長の後任者若しくは当該部隊等の長の職務を代理する者が部隊等指揮権の行使を開始したとき、又は当該部隊等の長が再び指揮できる状態に復したときには終了する。

(委任規定)

第8条 この訓令の実施に関し必要な事項は、統合幕僚長又は陸上幕僚長等が定める。

附 則

この訓令は、平成12年10月31日から施行する。

附 則

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則

この訓令は、平成19年1月9日から施行する。